

財務 VOL.37

調査で争点になる「修繕費」と「資本的支出」

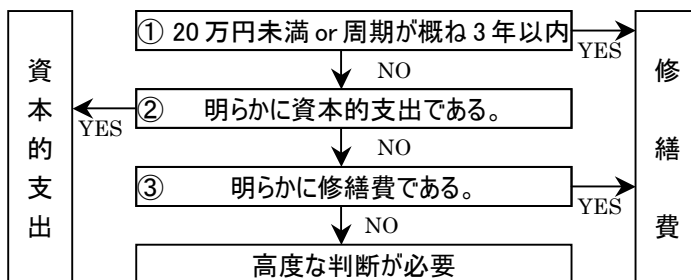
先日、大手鉄道会社が駅舎の補修や電車の部品交換等の支出を各実施年度に「**修繕費**」として経費計上していたところ、国税局の調査で固定資産に計上すべきもの（「**資本的支出**」）に当たると指摘され、数億円の追徴課税を受けるという出来事がありました。

「修繕費」と認められた場合には、全額がその年度の経費になります。しかし、「**資本的支出**」とみなされた場合には、**30万円以上の固定資産を購入した場合と同様に、減価償却費として複数年にわたって経費計上**することになります。**高額な「修繕費」がある場合、税務調査でほぼ確実に調査官から確認を受けませんが、入念に税務処理をしていると推察される大手鉄道会社でも国税局の調査で指摘を受けるように、その判断は単純ではありません。**

そこで、今回は「修繕費」と「資本的支出」について、その判断の基準を中心にご説明させていただきます。

まずは、下記のフローチャートをご覧ください。

「修繕費」「資本的支出」の判定



①については、支出の**内容を考慮する必要は無く、支出金額・支出の周期等、あくまで形式により容易に判断**できます。

②と③については、支出の**内容を考慮して判断する必要があります**。以下、その中身について解説させていただきます。

①少額、又は周期の短い支出

「**20万円未満**」という基準については特に説明する必要はないでしょう。あえて注意点を述べるならば「**一つの修理につき20万円未満**」という考え方です。例えば投資用のマンションの2部屋につき同時に同じ内容の修繕を行い、その費用が一部屋18万円で合計36万円かかったというケースにおいては、当然ながら一部屋ごとの修理で判断しますので、36万円全額が修繕費になります。同じく「**3年以内の周期の支出**」という基準については、例えばヒフ科用の照射機器で先端のライトの部分だけ消耗が激しいため3年以内に交換する必要があるようなケース、このような場合の部品交換は修繕費とすることが可能です。

②実質的に「資本的支出」に該当するか

次の例示のように、**固定資産に新たな価値を付加させる支出は「資本的支出」と**なります。

- 避難階段の取付等、物理的に付加した部分
→物理的な付加価値の増加があったと考えます。
- 用途変更のための模様替え等に直接要した金額
→新しい業務に携わるための価値の増加と考えます。
- 機械の部品を特に品質の良いものへ取り替えた場合（通常の取替えの金額を超える部分）
→機能的な価値の増加と考えます。

具体例を挙げますと、屋根をスレート瓦から普通の瓦に葺き替えた際の費用が200万円（スレート瓦への葺き替えは100万円）であれば、100万円は「修繕費」、100万円は「資本的支出」になります。

③実質的に「修繕費」に該当するか

固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち、「**通常の維持管理**」、又は「**原状の回復**」のために要したと認められる金額は「**修繕費**」に該当します。簡単に言えば、「**原状における品質水準の範囲内で元に戻す**」ということです。

- 家屋の畳の表替え
- 自動車のタイヤが磨り減った際の交換
- タイルの目地が一部はがれてきたので修理
- 建物の雨漏りの補修
- 割れた屋根瓦の取替
- 内装のクロス張替

以上のような支出であっても、以前よりも品質の良いもの、価格・単価の高いもの等に交換していた場合には、費用の一部を「資本的支出」と判断されることがあるので、注意が必要です。また、**金額の多寡ではなく、あくまで実質によって判定**するので、例えば、航空機の破損事故に伴う修復費用で、億単位の支出であっても、原状回復の範囲として「修繕費」に当たるとされた事例もあります。

最後に

以上、「修繕費」と「資本的支出」の判断基準についてご説明させていただきましたが、ちょっとした事に注意を払うことによって、税務当局との不必要な争いを避けることが可能ですので、特に高額な支出については、以下のような対応もご検討下さい。

- 明らかに原状回復であることを証明するために、**修理前・修理後の写真**を残しておく。
- 複数箇所の修理があり、請求書全体としては高額であるが、修理箇所ごとに見ると20万円未満の修理が含まれている場合は、別々の修理であるということを証明するために**修理箇所の写真**を残しておく。
- **請求書の文言**に注意を払う。「改良」「改造」なのか「改修」なのか等々（前者は「資本的支出」ではないかと疑われる事が多い）。